

霧島市条例第14号

令和5年3月31日

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和4年度分の介護保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改め、「(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)」を削り、「令和4年4月1日以降」を「令和5年4月1日以降」に改め、「該当する者」の次に「であつて、当該減免に係る申請を令和6年3月31日までにを行ったもの」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。